

次期「札幌市生涯歯科口腔保健推進計画『さっぽろ8020推進プラン』」について

現行の「札幌市生涯歯科口腔保健推進計画『さっぽろ8020推進プラン』」（以下、「現8020プラン」）の実施期間が令和5年度で終了することを受けて、次期「札幌市生涯歯科口腔保健推進計画『さっぽろ8020推進プラン』」（以下、「次期8020プラン」）の策定を行う。

次期8020プラン策定の根拠規定

◎札幌市歯科口腔保健推進条例 第10条

市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する計画を策定するものとする

次期8020プラン策定にあたっては、以下の観点を考慮しながら内容の検討を行う

- ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律
- ・ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（※1）
- ・ 札幌市歯科口腔保健推進条例
- ・ 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例
- ・ 札幌市の各関連計画
 ≪健康さっぽろ21、さっぽろ医療計画、札幌市高齢者支援計画、さっぽろ障がい者プラン等≫

※1 歯科口腔保健推進に関する基本的事項

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づいて厚生労働大臣が定めた国の方針
 高齢化が進む将来を見据え、乳幼児期から生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会の実現を目的として、国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するために策定された

現行方針の実施期間	平成24年度	～	令和5年度（12年間）	当初から1年延長
次期方針の実施期間（予定）	令和6年度	～	令和17年度（12年間）	

次期「札幌市生涯歯科口腔保健推進計画『さっぽろ8020推進プラン』」について

次期8020プランの内容（想定）

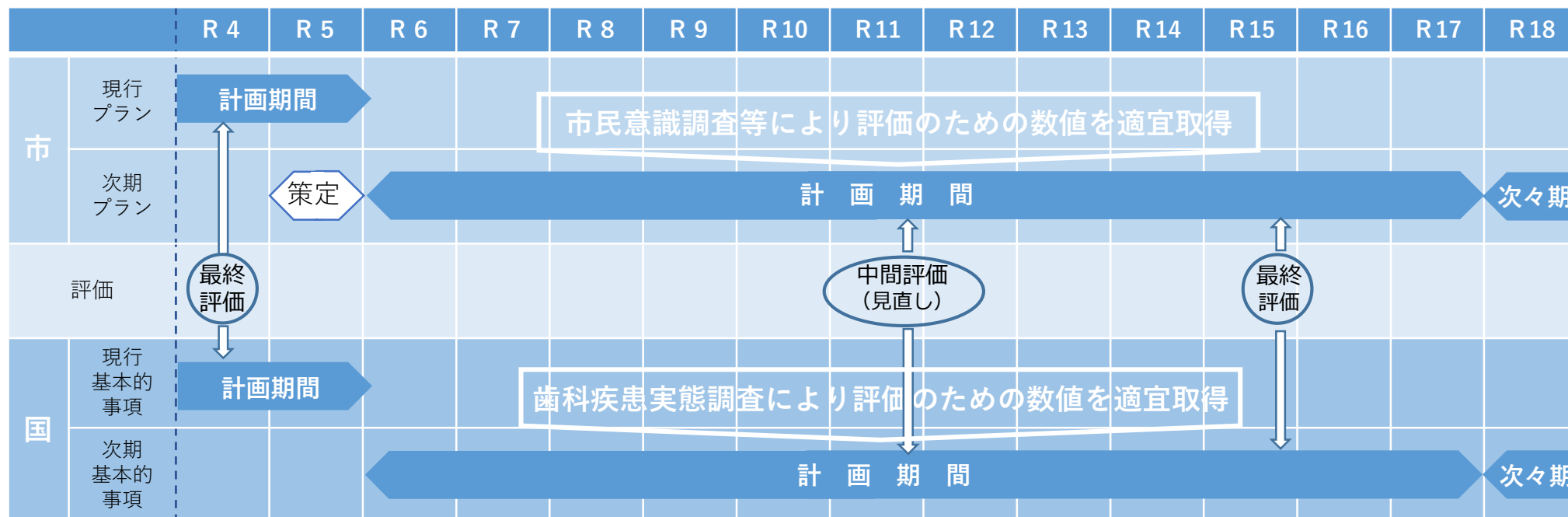
◎計画期間

令和6年度～令和17年度（12年）

始期（令和6年度）： 条例の実現には切れ目のない歯科口腔保健の実施が望ましいことから、現行プラン計画終了年度（令和5年度）と間断を設けないこととする

終期（令和17年度）： 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の終期を勘案する

◎進捗管理・評価（想定）



原則として国による「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に沿った計画期間とし、進捗管理を行う

◎検討内容

資料8のとおり